

一般社団法人 日本超音波検査学会 投稿論文査読規約

平成 25 年 2 月 2 日 理事会にて改訂承認

第 1 条（目的）

一般社団法人日本超音波検査学会は、機関誌「超音波検査技術」の投稿論文の質を高めるため、投稿原稿の査読を行う。

第 2 条（査読の対象）

編集委員会の依頼によるものを除く、掲載原稿を査読対象とする。

第 3 条（主査および査読委員）

主査は編集委員の中から選出し、査読委員は編集委員会が推薦し、本人の承諾を得て委任する。なお、査読委員の任期は 9 月 1 日から翌々年の 8 月 31 日までの 2 年間とし、再任は妨げない。

第 4 条（査読要綱）

1. 論文の受領

編集委員会事務局は、当該論文が別に定める投稿要件を満たしているかどうかを確認し、満たしていると判断された場合、到着年月日を受領年月日として著者に通知する。二重投稿の疑いがあるときは、編集委員長、副編集委員長と主査（担当主査が決まっている場合）が協議し、新規論文と認められるものについてのみ査読に移行する。また、掲載不可論文や取り下げ論文が再投稿された場合も、編集委員長と副編集委員長が以前の審査資料を参考にして協議し、新規論文と判断できるものについてのみ査読に移行する。

2. 査読者の選出

- 1) 編集委員長は、編集委員の中から、その専門性に基づき、1 名の主査を任命する。主査は査読委員の中から論文の内容と査読委員の専門内容を考慮し 2 名の査読者を推薦する。
- 2) 査読委員の中から適切な査読者を選出できなかった場合には、編集委員長の同意を得て外部から査読者（特別委員）を指名することができる。
- 3) 執筆者または共同執筆者が編集委員長自身である場合、副編集委員長が主査を任命する。

3. 査読者による論文評価と審査結果の報告

査読者は、以下の諸点の評価に基づき、該当論文が機関誌掲載にふさわしい内容のものであるかどうかを総合評価し、「掲載可」、「条件付掲載」、「掲載不可」のいずれかの判定を行い査読結果を主査に報告する。ただし、「条件付掲載」の評価を下す場合には、必要な補正内容（査読者コメント）を明記する、また「掲載不可」の評価を下

す場合には、その理由を明記する。

- 1) 内容について：論旨の明確性、内容の独創性、方法の妥当性、資料の信頼性等。
- 2) 表現について：表現、文献引用、用語、図表の適切性等。

4. 主査による論文掲載可否あるいは改稿の判断

主査は、査読者の評価に基づいて「査読終了」、「改稿」、「掲載不可」を判断する。ただし、査読者の意見が分かれた場合などは、第三査読者の追加を含め主査が独自の判断を行うことがある。なお、原則として第三査読者には、他の査読者の評価を知らずに査読を依頼する。

1) 査読終了と判断した場合

主査は査読者のコメントを取りまとめて主査コメントを作成し、査読者コメントを添え事務局経由で著者に査読終了の旨を伝える。当該論文は編集委員会での審議を経て採用とする。なお、受理年月日は掲載決定年月日とする。

2) 改稿と判断した場合

主査は査読者のコメントを取りまとめて主査コメントを作成し、査読者コメントを添えて事務局経由で著者に改稿を要求する。改稿を求められた著者は、原則として1ヶ月以内に原稿を修正・加筆し、改稿論文を提出する。改稿論文は査読時と同じ査読者に再査読を依頼する。

3) 掲載不可と判断した場合

正式な手続きは、主査が編集委員会に提案し審議・決定するものであるが、便宜上主査と編集委員長・副編集委員長が協議し合意すれば決定することができる。合意に至らないときは、編集委員会で審議・決定する。

5. 査読回数

第3項および第4項は、主査が「査読終了」もしくは「掲載不可」の判断が下せるまで繰り返す。

第5条（審査の独立性と公明性）

著者と査読者が、審査に関わる事項について直接連絡し合うことを禁止する。

第6条 この規約の改廃は、編集委員会の発議によるものとする。

第7条（附則）

この規約は平成21年6月19日より施行する。